

繰下げおよび一時金選択の取り扱いについての補足説明

勤続 20 年以上 60 歳到達、勤続 20 年以上 55 歳以上 60 歳未満、繰下げ終了 60 歳到達の方

○老齢給付金について

1. 老齢給付金の繰下げの申し出は 1 回のみ（老齢給付金の裁定を受ける前に限る）。
2. 繰下げ終了日は、61 歳から 65 歳までの 1 歳刻み。
3. 繰下げ終了日の変更はできない。
ただし、繰下げ中は、60 歳から 65 歳までの間いつでも、裁定を受けることで年金受給および一時金選択できる（その時点で繰下げ終了となる。一部を一時金選択した場合、残りは、その時点から年金として支給開始）。
4. 50%または 25%を一時金として受け取り、残りを繰下げることができる。
5. 老齢給付金の裁定を受けるとき、または年金の支給開始 5 年後から 19 年までの間、申出により、年金に代えて一時金で受け取ることができる。
また、年金の支給開始後 5 年間は、災害により著しい損害を受けた等の理由がある場合に限り、一時金選択できる。
一時金の選択割合は 100%、50%、25%とする。
6. 一時金の選択は、年金受給終了までの間、2 回までできるが、2 回目は残り全額を一時金として受け取る場合に限る。
7. 「繰下げ請求書」の支給繰下げの内容欄の記入方法
〔支給繰下げ終了予定日〕の 2 に○を付け、日付は書かずに支給開始する年齢のみを記入してください。

勤続 20 年以上 55 歳未満の方

○脱退一時金について

1. 脱退一時金の繰下げの申出は 1 回のみ。
2. 繰下げ終了日の変更はできない。
3. 繰下げ中は、いつでも脱退一時金の 100%、50%、25%を一時金として受け取ることができる。残った部分は引き続き繰下げとなる。繰下げ中の脱退一時金の請求は 2 回までできるが、2 回目は残り全額を一時金として受け取る場合に限る。
4. 脱退一時金の受給開始を 60 歳まで繰下げた場合、60 歳到達時点で脱退一時金の受給権は消滅し、老齢給付金の受給権を取得する。
5. 「繰下げ請求書」の支給繰下げの内容欄の記入方法
〔支給繰下げ終了予定日〕は、1 に○を付け、60 歳の年齢のみを記入してください。
〔支給繰下げする一時金の割合〕欄も、記入してください。

以 上